

きよせ

暮らしのハンドブック

2017～2018

「表示あれこれ」



これは何でしょう？ 回答はp13をご覧ください。

発行：清瀬市消費生活センター

編集：「きよせ暮らしのハンドブック」編集委員会

第38回 清瀬市消費生活展

テーマ「表示あれこれ」

日時：平成29年10月15日（日） 10時～16時

会場：清瀬市消費生活センター

消費生活センター登録団体による活動報告や喫茶コーナー、健康チェック、ゴミ分別相談、リユース食器回収・販売、お買いものゲーム、おもちゃ修理、つるし飾り展示と製作体験などを行います。また、ご家庭に余っている食品を回収し、福祉団体や施設などに寄付する活動「フードドライブ」も行います。ぜひご来場ください。

【フードドライブ回収品目】缶詰（瓶は不可）、インスタント・レトルト食品、パスタなどの乾物、コーヒー・お茶などの嗜好品、醤油・みそ・砂糖などの調味料、米

【会場】消費生活センター 042-495-6211

消費生活相談も行います！

10時～15時（12時～13時を除く）



きよせ暮らしのハンドブック（2017-2018）

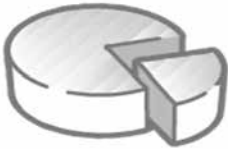
《目次》

- あなたは食品の表示を見て買っていますか？…………… 2
- かくれんぼ食品って、なあに～食品表示について知ろう！…… 4
- こんな表示知っていますか？…………… 10
- 消費生活センターのご案内…………… 14
- くらしに潜む消費者トラブル…………… 17
- クーリング・オフ制度…………… 21
- 登録団体について…………… 22
- 消費生活センターだより「ちえのわ」バックナンバー…………… 42

あなたは食品の表示を見て買っていますか？

見ているのは消費期限や賞味期限という人も多いのではないのでしょうか。食品の表示は法律で以下のように決まっています。従ってこんなにいろいろな表示が食品にはされていますが、本当に知りたい情報が表示されているか考えてみましょう！

○食品表示法では消費者等に販売されるすべての食品は、以下のように食品表示が義務付けられています。

農産物、畜産物、水産物	名称、原産地等
米（玄米、精米）	「名称」、「原料玄米」、「内容量」、「調整年月日」、「精米年月日または輸入年月日」、「食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」
加工食品 	「名称」「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」、「原材料名」、「添加物」、「内容量または固形量及び内容総量」、「栄養成分の量及び熱量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、「製造所または加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」等

この他「特定保健用食品」や「機能性表示食品」にも表示義務があります。食品表示法に違反した場合には、内閣総理大臣等からの指示、その指示に従わない場合には命令、公表、懲役、罰金などが科せられます。

昨年新しい食品表示制度が改訂され、①アレルギー表示に係るルール of 改善、②栄養成分表示の義務化、③新たな機能性表示制度の創設、④表示レイアウトの改善の4点が変更されましたが、生鮮食品の表示は平成28年9月30日までとなっており既に実施されています。しかし、加工食品及び添加

物の表示は平成32年3月31日までに切り換えられます。

では、私たちが買い物をする際特にわかりにくいといわれているものに、加工食品の原材料の原産地の表示があります。原産地の表示はこれまで加工食品は、加工度の低い干物などだけでした。7月に内閣府・消費者委員会の部会です承され、9月に施行された改正案では、**すべての加工食品の原材料（重量割合が第1位のみ）に原産地を表示するよう義務付けられました**。経過据え置き期間は2022年3月末です。しかし、例外表示も認められるため、消費者にとってはわかりにくいとの声も出ています。以下は表示例（毎日新聞より）ですが、皆さんのご意見は？

現在

名称	コースハム
原材料名	豚肉コース肉、還元水あめ、……

原則

▲重量割合一位の原材料の減産国名を、重量順に表示

名称	コースハム
原材料名	豚コース肉（米国、カナダ）、還元水あめ、……

認める例外表示

▲仕入先が頻繁に変わる場合、可能性のある複数国を「又は」で表示

名称	コースハム
原材料名	豚コース肉（米国またはカナダまたはその他）、還元水あめ、……

※豚コース肉の産地は○年の使用実績順

▲3か国以上を「輸入」とまとめて表示

▲果汁などの中間加工原材料は「○○製造」と製造国を表示



出典： 「知っておきたい食品の表示」消費者庁他

かくれんぼ食品って、なあに～食品表示について知ろう！

2015年食品衛生法・JAS法・健康増進法の一部を一本化した食品表示法が施行され、食品表示基準がつけられましたが、現在、実際の表示はまだ改善されていません。

○塩分の摂取量は？

現在実施されている表示方法では、私たちが知らないうちに塩分や糖分の取り過ぎになってしまう食品や、何を食べているのか実際わからない表示があります。2015年に表示が義務化された表示として食塩相当量の記載がありますが（完全義務化は2020年）、健康増進法で日本人の塩分接種基準は以下のように定められています。

年齢	目標量（男性）	目標量（女性）
6～7歳	5.0g 未満	5.5g 未満
8～9歳	5.5g 未満	6.0g 未満
10～11歳	6.5g 未満	7.0g 未満
12歳以上	8.0g 未満	7.0g 未満

食パンの表示は以下のようになっていますが、表示は原材料の割合の多いものから順に書くという決まりがあります。食パン（6枚切り）1枚には0.8g程度の塩分が含まれています。

表示例

原材料名	小麦粉、糖類、マーガリン、パン酵母、食塩、脱脂粉乳、乳化剤、酢酸Na、イーストフード、V.C
------	--



糖分が隠れているかも？



塩分にも気をつけてね！

○思わぬ量のカロリーが！

食品の栄養成分の表示に関して国が定めた栄養表示基準（平成15年厚生労働省告示第176号）によると、100mlあたり5kcalまで熱量が含まれていても「カロリーゼロ(0kcal)」と、表記することが認められています。つまり「カロリーゼロ」と表記された飲料1本(350ml)を飲むと、最大17.5kcalを摂取する可能性があり、これはスティックシュガー（1本3g入り）を約1.5本飲むのと同じカロリー量です。このように、表示がされない場合があるので、まさしくかくれんぼしている食品といえますね。

出典：食の安全・監視市民委員会「かくれんぼ食品」より

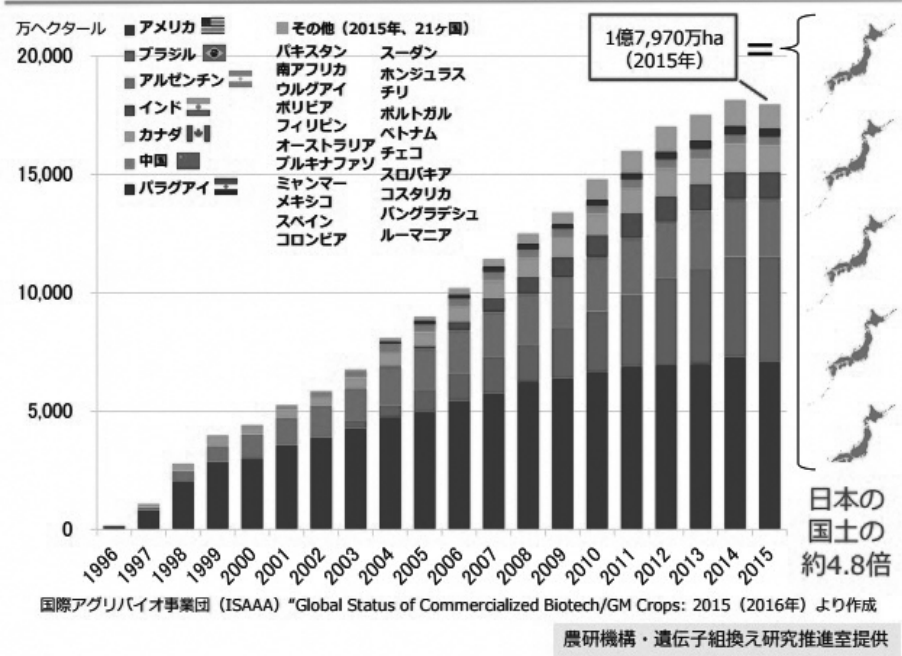
遺伝子組み換え食品の現状と表示

○遺伝子組み換え農作物の輸入大国ニッポン

高度経済成長以降、私たちの食生活は大きく変わりました。食卓には肉や加工食品が並び、乳製品の需要も伸びました。米や野菜中心だったところに比べて食料自給率は低下し、牛、豚、鶏の飼料や油脂を生産するため、日本は多くの穀物を海外から輸入に頼っています。

1996年より遺伝子組み換え農作物の商業栽培が始まりましたが、害虫や除草剤に強く大量生産が可能な遺伝子組み換え農作物は、2015年には世界28カ国において、日本国土の4.8倍もの面積で栽培されています。以下の表は世界の遺伝子組み換え農産物の作付面積です。

遺伝子組換え農作物栽培面積の推移 (国別)



現在のところ、日本において商業栽培されている遺伝子組み換え農作物はありません。

○輸入の9割が遺伝子組み換え農作物

特に、害虫に強い性質の「害虫抵抗性トウモロコシ」や、除草剤の影響を受けない「除草剤耐性大豆」など、トウモロコシと大豆に関しては、輸入全体の9割が「遺伝子組み換え」となっています。

日本における遺伝子組み換え農作物の推定輸入量

トウモロコシ（自給率0％） * スイートコーンは含まない

生産国	シェア (%)	輸入量 (万トン)	GM 作付面積 (%)	GM 推定輸入量 (万トン)
アメリカ	74.5	1,142.7	92	1,051.2
ブラジル	24.3	373.4	84.6	315.9
ロシア	0.7	10.2	0	
その他	0.5	7.9		2.0
合計	100.0	1,534.2		1,369.1

ダイズ（自給率7％）

生産国	シェア (%)	輸入量 (万トン)	GM 作付面積 (%)	GM 推定輸入量 (万トン)
アメリカ	71.5	223.8	94	210.4
ブラジル	16.7	52.4	94.2	49.4
カナダ	10.9	34.0	94	31.9
その他	0.9	2.9		0.0
合計	100.0	313.1		291.7

以上のように、日本は合計で1,500万トン以上の遺伝子組み換え農作物を輸入しており、この量は日本の主食用コメ年間生産量744万トンの2倍近くに相当します。

○遺伝子組み換え農作物・食品の表示義務

日本で安全性審査が終了し輸入・販売が認められているのは、大豆、トウモロコシ、馬鈴薯、菜種、綿実、アルファルファ、甜菜、パパイアの8農産物310品種です。この8農産物および、それを原料とした33食品群には、遺伝子組み換えである旨の表示が義務付けられています。

○表示を省略できる遺伝子組み換え食品

現在、遺伝子組み換え表示が義務付けられている品目は大豆（枝豆、大豆もやしを含む）、トウモロコシ、バレイショ、菜種、綿実、アルファルファ、甜菜、パパイアの8農産物とこれらを原材料とした33加工食品群です。

毎年1,500万トン以上も遺伝子組み換え農作物が輸入されているのに『遺伝子組み換え使用』という表示を見かけないのはなぜでしょう？それは表示義務対象外である、しょうゆ・大豆油・コーンフレーク・異性化液糖・デキストリン・コーン油・菜種油・綿実油・砂糖（甜菜を主な原料とするもの）およびこれを原材料とする食品に「遺伝子組み換え農作物」が多く使用されているためです。これら遺伝子組み換え食品が表示不要となるのは、

- ① 生産加工過程でDNAやたんぱく質が分解・除去される加工品
- ② 主な原材料が（上位3品目かつ、重量比5%以上）でない加工品
* 4番目以下に遺伝子組み換え原料が使われていても表示しなくてよいというのが理由です。

○諸外国における遺伝子組み換え食品の表示制度

日本では、最終製品において組み替えられたDNA等が検出できない品目については、義務表示の対象外としており、韓国やオーストラリア等も同様です。EUでは、DNA等の検出の可否にかかわらず、表示が義務付けられています。意図せざる混入率は、国によりそれぞれ異なる

っており、日本では5%、EUでは0.9%となっている。なお、米国については、現在のところ、詳細は不明です。

	DNA/たんぱく質が検出できるもの	DNA/たんぱく質が検出できないもの	意図せざる混入率	表示義務の原材料の範囲
日本	○	対象外	5%	原材料の重量に占める割合が高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの
韓国	○	対象外	3%	すべての原材料
オーストラリア・ニュージーランド	○	対象外	1%	規定なし
EU	○	○	0.9%	規定なし

*** 意図せざる混入率について**

食料自給率が高く、全体の輸入量が少ないEUなどは、混入率も低く設定可能です。

○ 遺伝子組み換え表示15年経過後の現状

日本が大量の遺伝子組み換え農作物の輸入国であることを周知できないまま、表示義務のない食品へ使用が広がった結果、消費者が表示によって選択ができる環境ではなく制度への理解が進まぬまま現在に至っており、消費者にとっては、今後の改善が必要です。

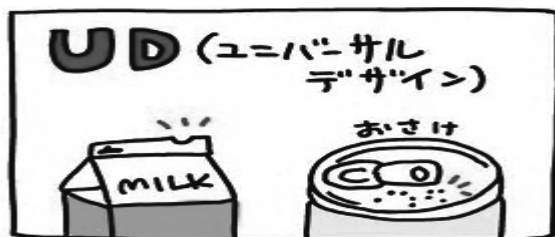
出典：「みんなで考えよう遺伝子組み換え農作物・食品」「遺伝子組み換え農作物の利用と現状と安全評価」他

こんな表示知っていますか？

★表示には様々なものがあります。その中で聞いたことはあるけど、よく知らないというものもあります。そのうちの 하나가ユニバーサルデザイン（UD）です。

UDとは年齢や性別、身体的な違いで生まれる差を問わずに、できるだけ多くの人を利用することができるデザイン・表示です。1985年頃からアメリカで始まり、日本でも多くの商品が生まれています。ではどんな商品があるのでしょうか。その一部を紹介します。

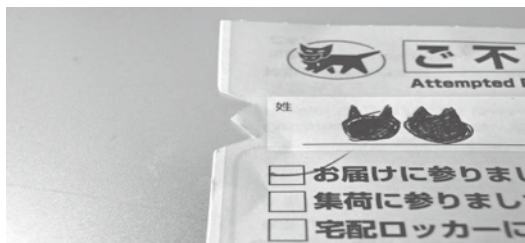
牛乳パック	屋根型牛乳パックの上部には半円の切りかきがあり、目の不自由な人でも触れるだけで牛乳パックであることが分かる。この切りかきの位置は後ろ側と決められており、開け口の判別にも使える。加工乳との区別にもなる	2000年度から農協系の牛乳パックに切りかきが入るようになり、その後他のメーカーへと広がってきている
アルコール缶飲料	ビール、発泡酒、チューハイなどのアルコール飲料缶の蓋には、点字で「おさけ」という表示がある	1995年にcanチューハイシリーズを含むアルコール飲料缶に表示したのが最初



紙パック 製品（酒 類）	酒類の紙パック製品のキャップに「おさけ」と点字表示のついたものがある	2001年に宝酒造が点字キャップの付いたものを発売
ふりかけ ゆかり	ふりかけの袋の上部に「ゆかり」と点字で書かれている	2001年発売のものから入るようになった
お弁当用 しょう 油・ソー ス	容器に「醤油」「ソース」の点字表示がある。ポリ容器タイプその他、袋型のフィルムタイプもある	ローソンをはじめ、全国のお弁当屋さんのお弁当にこの容器が使われている
シャンプー とリンスの 識別マーク	シャンプーの容器の側面にはギザギザが付いています。ポンプ式シャンプーでは頭部がギザギザになっている。これでシャンプーとリンスの容器を触覚的に識別できる	1991年花王エッセンシャルシャンプーの容器に初めて採用され、現在はほとんどのメーカーのものについている



<p>プリペイドカード</p>	<p>利用目的によって3種類に分類されている。種類によって切り欠きの形を変え、値段によって数を変えてある。カードの差し込み方向の識別にも役立っている。</p>	<p>乗物カードは三角の切り込み、レシホンカードは丸い切り込み、買い物カードは四角</p>
-----------------	---	---



<p>くぼみ入りはがき</p>	<p>はがき宛名面の左下部に半円形のくぼみを入れてあり、これにより上下と表裏を触覚的に識別できるようになっている</p>	<p>通常はがき、年賀はがき、青い鳥郵便はがき、暑中見舞用郵便はがきがある</p>
<p>宅急便不在連絡通知票</p>	<p>宅急便のトレードマークのネコの耳に似せた切り込みを不在連絡通知票の上部の両角に付けている</p>	<p>この切り込みで宅急便の不在連絡通知票であるということがわかる</p>

★カラーユニバーサルデザイン（CUD）って？

CUDとは色の識別がしにくい方にも見やすいカラーを使っているだけでなく、より多くの人に利用しやすい製品や施設・建築物、環境、サービス、情報を提供するという考え方です。

「色の見えにくい方」は、色覚異常・色盲・色弱・色覚障害・色覚特性

などとも呼ばれており、日本では、男性の約 20 人に 1 人、女性の約 500 人に 1 人、日本全体では 320 万人以上いるとされています。これに後天的な色覚の変化を合わせると約 500 万人という数になります。A B 型の男性の数とほぼ同じとも言われています。

識別リング 照度の低い浴室や、眼鏡をはずしたり、洗髪中で目が開けにくい状態でも、どのボトルに何が入っているかわかりやすくなります。色での識別に加え、先端の凸凹の溝に沿ってカットして長さを変えることで触って識別することもできます。詰め替え容器利用に便利です。

表紙の写真は指先だけでも、違いがわかるように、PET 詰替ボトル用識別リングにユニバーサルデザインを取り入れたものです。優良品計画から発売されています。

★清瀬市のごみ袋（有料指定収集袋）

目の不自由な人にも指定袋の種類が触って識別できるように、ごみ袋のベロ部分に、パンチ穴が開いています。

◆燃やせないごみ → パンチ穴 1 つ

◆容器包装プラスチック → パンチ穴 2 つ

◆燃やせるごみ → 穴なし

*日本語の他に 4 か国語(英語・ポルトガル語・中国語・韓国語)が表示されています。



(報告者 八代田道子・佐藤道子・奥田時江)

清瀬市消費生活センターは…

市民のみなさまの消費生活に関する情報や教育の拠点施設として、消費生活相談、消費者教育・啓発活動、施設の貸出や消費者活動の支援などを行っています。

●消費生活相談

増加する悪質商法や不当請求をはじめ、商品やサービスのトラブルを専門の相談員と一緒に考えて、解決のためのお手伝いをしています。

清瀬市在住・在勤・在学の個人の方であれば電話または来所して相談を受けられます。（※事業者の方の事業に関する相談はお受けできません）

料金は一切かかりませんので、一人でお悩みにならずに、気軽にご相談ください。



【相談電話】 **042-495-6212**

または局番なし**188**（いやや）

【相談時間】 月曜日から金曜日までの（祝日・年末年始を除く）
午前10時～正午、午後1時～午後4時

●消費生活情報の提供

- ・啓発冊子やパンフレット等の発行・配布
- ・製品事故情報やリコール情報

●消費者教育・啓発活動

消費者教育や啓発の一環として、さまざまな活動を実施しています。

- ・消費生活講座の開催
- ・消費生活展の開催
- ・きよせ出前講座への講師派遣
- ・関連図書やDVDの閲覧・貸出

●消費者活動の支援

消費生活センター登録団体の活動や研究を支援しています。

- ・グループ活動室の貸出
- ・きよせちえのわフェスタ開催支援

●さしあげます・ゆずってください

一般家庭で不用になった、まだ使えるものを再利用できるように、市報きよせ、清瀬市ホームページ、消費生活センターの1階ロビー掲示板において情報を提供しています。(無料譲渡に限ります)

●施設の貸出

テスト兼調理室(3階)

簡易商品テストや料理などに使用できます。 ※定員 37 名



集会室(4階)

座卓、座布団を備えた和室です。 ※定員 18 名



会議室(4階)

机を使用した会議などに使用できます。会議室1と会議室2がありますが、合わせて広く利用することもできます。※定員 41 名



会議室1 ※定員 25 名



会議室 2 ※定員 10 名



施設使用料 (2018年4月1日から下記料金に変更予定)

(単位:円)

室名	午前	午後	夜間	午前 ～ 午後	午後 ～ 夜間	全日
集会室	800	1,000	1,400	1,800	2,400	2,900
会議室 1	1,300	1,600	2,200	2,900	3,800	4,600
会議室 2	300	500	600	800	1,100	1,300
会議室 1・2	1,600	2,100	2,800	3,700	4,900	5,900
テスト兼調理室	2,100	2,800	3,800	4,900	6,600	7,800

施設を借りたい場合は施設予約カードが必要です。詳細はおたずねください。

くらしに潜む消費者トラブル

トラブル事例①

－ サイト登録代金 －

「サイトの登録代金が未納です、至急連絡をしてください。そのまま放置すると法的手段をとらせていただきます」というメールが届いた。そのサイトは利用していないが、不安だ。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒ 「**不当（架空）請求**」です！

- ・絶対に連絡をしないこと！ただし、裁判所からの特別送達や公証人役場の認証を得た公正証書が届いた場合は、すぐに消費生活センターへご相談ください。

《解説》

「法的手段」という言葉を見ると不安になりますが、こういったメールは無視してください。心当たりがないのですがというような申し出も必要ありません。相手は適当に手当たり次第に送信しています。封書、ハガキやメールも含めて「毅然とした無視」がベストです。

類似例でアダルトサイトを利用したとの不当請求（ワンクリック詐欺）もあります。また、これらの不当請求トラブルを解決するという、消費生活センターをかたった悪質業者にもご注意ください。



トラブル事例②

－不要品を何でも買いますよ（目的は貴金属？）－

鞆でも、皿でも、服でも何でも買い取ります、という電話があったので訪問を受けた。しかし服などには値もつけず、アクセサリを出すよう迫られた。怖くなり何点か出したところ3万円を置いていった。安すぎるし、売るつもりは無かったので返してほしい。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒最初から貴金属を買い取るのが目的です。

- ・警戒されないため、とにかく家に上がるために消費者が気軽に処分をするだろう品物で話しかけてくるのです。

《解説》

本来は買い取り目的の品物全部を告げて勧誘しなければならないのですが、事業者は不要品何でもとか、服、着物、という話しかけで家に入りこみます。帰ってもらいたくて売りにたくない貴金属を出してしまった場合はクーリング・オフができます。「不要品以外は売りません」ときっぱり断れない方は、買い取り電話勧誘をきっぱり断りましょう。



トラブル事例③

－ 原状回復費用は借主負担？ －

5年間借りていた2DKのアパートを退去することになった。立合いの時には特別何も言われなかったのに、後から敷金をはるかに超える高額な請求書が送られてきた。内容はクロス、網戸の張り替え、畳替え、フローリングの修理などだった。

それらの費用は全て借主負担なのか疑問に感じて、不動産会社に申し出たら、原状回復費が借主負担であることは契約書に書いてあると言われた。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒「賃貸住宅契約書の原状回復」の意味を理解しましょう！

- ・通常に暮らして発生する損傷・汚れの修繕は借主負担ではありません！

〈解説〉

「原状回復」とは、借主の故意、不注意でできた汚れ・破損などを元に戻すという意味です。例えばタバコの火による畳のコゲや穴、インクをこぼした痕、穴をあけたクロスや網戸などが対象です。

5年の間に生じた自然な損傷や汚れは、次の借り手のために家主負担できれいにすべきです。きちんと申し出ましょう



トラブル事例④

－ 定期購入契約だった健康食品 －

インターネットで「今だけ500円！」という健康食品のキャッチフレーズを見て、申し込んだら、次の月にまた同じものが届いた。

事業者にお問い合わせたら、契約ではあと3回商品が届くという。しかも代金は2回目からは3,980円だった。

消費生活相談員からのアドバイス

⇒安いから得だと飛びつかないこと！

・ 申込み画面をよく見ましょう！安いのには訳があります。申込みを誘う安い金額にだまされないで！

《解説》

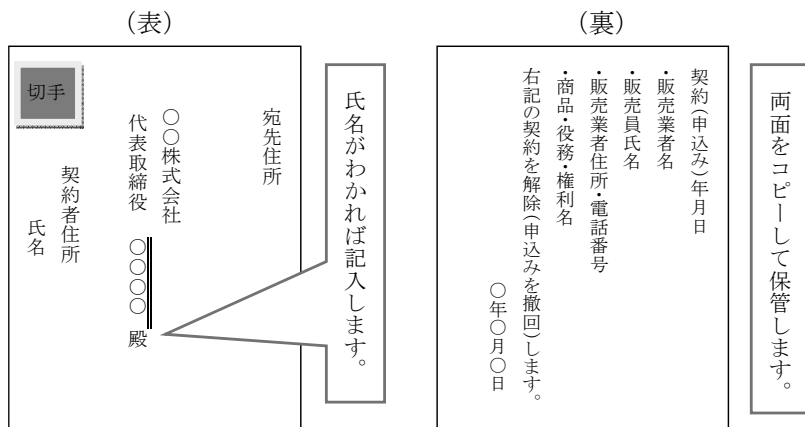
このケースのトラブルは主に化粧品、健康食品購入で起きています。多くはインターネット上で「今だけ！大感謝セール！500円！」などと大文字で誘います。その下、あるいは申込み画面に小さい文字で継続購入が条件であること、2回目以降の価格説明が書かれているのですが、読まなかったという方がほとんどです。申し込み前に契約条件をよく読みましょう。



ご存じですか？ クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度は、消費者が契約したあとで、冷静になって考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で一方向的に契約を解除できる制度です。「突然の訪問販売で不要な物を買ってしまった」、「エステの格安チケットを使って脱毛エステを受けたが、施術後に高額な契約を勧められ、断り切れずに契約してしまった」このような不意打ち的な取引で契約した場合も解除できます。

契約書を受け取った日を含めて、一定期間内にハガキ(簡易書留)で通知します。



⇒ 必ず確認しておきましょう

- ①契約した場所はどこですか？
- ②購入した商品・サービスは何ですか？
- ③政令で指定された消耗品ですか？
- ④契約日から8日以内ですか？
- ⑤営業目的の契約ではありませんか？

⇒ クーリング・オフができない取引にご注意ください！

- ①店舗(固定的施設で一定期間以上にわたり、商品等を陳列して商品が自由に選択できる場所)に出向いて購入した場合
- ②通信販売で購入した場合
- ③自動車の販売やリース、3千円未満の現金取引、都市ガス、葬式など
- ④消耗品(化粧品、健康食品、配置薬など)で自ら使ってしまった分(10袋中の1袋分など販売されている最小の単位)

きよせししょうひしゃだんたいれんらくかい

清瀬市消費者団体連絡会

消費生活センター登録団体16団体のうち、7団体が清瀬市消費者団体連絡会（以下、消団連）に参加しています。

東京都内において消団連があるのは数少なくなっていますが、清瀬市の消団連では「環境・平和・食の安全・医療や介護の問題など」について、熱心に取り組んでおり、毎月開催する定例会で、それぞれの団体の活動内容を報告・検討するなど、私たちの暮らしをより良くしていくための活動をしています。

今年度は「食を見直す」をテーマに講座の開催や見学会などの活動を行っています。

今年の消費生活展では、フードドライブを実施します。

（問い合わせ）佐藤 042-491-5157

清瀬市消費者団体連絡会

多摩きた生活クラブ生協まちきよせ

西都保健生活協同組合・清瀬支部

新日本婦人の会・清瀬支部

環境・シャボンの会

清瀬ごみともだち

清瀬ダイオキシン対策等市民協議会

パルシステム東京・清瀬委員会



とうきょう きよせいいかい
パルシステム東京・清瀬委員会

パルシステム東京・清瀬委員会では、食の安全・安心、環境、平和、健康、ライフスタイルの向上などを目的として、清瀬市のパルシステム東京の組合員を対象に、講習会、学習会、勉強会を企画・開催しています。また、清瀬市消費生活センターでは手作り石けん講座の講師を務めたり、「東久留米まちづくり生協のわ」（旧東久留米市生協連）に所属したり、「くらしフェスタくるめ」実行委員を務めるなど、地域に根ざした、行政とのつながりを目的とした活動も行っています。

(問い合わせ) 松田 042-492-3906



さいとほけんせいかつきょうどうくみあい きよせし ぶ
西都保健生活協同組合・清瀬支部

西都保健生協は医療と介護の事業所を通じて、安心して暮らせるまちづくりを5市で展開しています。清瀬市では西と東の2つの支部があり、日常生活圏の組合員さんで班をつくり、健康チェックや医療・介護の学習会などを行っています。また、自分の健康に関心を持ち、実践できるように保健学校の開催や二酸化窒素の全市調査も20数年続け「地域まるごと健康づくり」の運動をすすめています。

全国の保健（医療福祉）生協で取り組む、この健康づくりの活動や組合員ネットワークを生かした、たすけあい活動は、WHO（世界保健機構）やIHCO（国際保健共同組合協議会）からも高い評価を受けています。

その他、東支部では「G。亭サロン」や「囲碁将棋サロン」、西支部では「ふらっとサロン」を開き、市民の憩いの場になっています。

医療・介護の分野の専門職といっしょに、平和・社会保障を守る運動を他の団体と共同ですすめています。

（問い合わせ）土屋 042-492-1681



しんにほんふじん かい きよせし ぶ
新日本婦人の会・清瀬支部

新日本婦人の会は1962年、平塚らいてう、いわさきちひろなど32人の呼びかけで創立。全国の地域や職場に班があり、新婦人しんぶんを毎週発行しています。

2003年には、国連NGOに認証され、国連の会議に代表を送り、世界の女性たちと交流・連帯を広げています。

また「原発ゼロ」「憲法を守ろう」「食料は日本の大地から」「安心して住み続けられる」など、女性の願いを実現するため、みんなで力をあわせ、草の根で運動しています。

新婦人ブログ <http://shinnfujinn.sakura.ne.jp/wp/>

(問い合わせ) 西ヶ谷 042-492-4842



環境・シャボンの会

空気・水・土・生きものなど、地球環境を考えて学習会、見学会などを企画し、他団体と協力しながら活動しています。

- ◆生活の中で広く使われている合成洗剤（洗濯・台所・風呂・歯みがきなど）から石けんに切り替えるために「きよせちえのわフェスタ」「きよせの環境川まつり」や「消費生活展」でのパネル展示や商品展示などを行い、安全安心な石けん生活を皆さんにすすめています。
- ◆定例会・学習会では、環境DVD「石けん」「日本と再生」や「毒の雨」などの観賞を実施しました。
- ◆親子で楽しく「食品表示」を見て（子どもの目線・親の目線）でおやつ選びをしました。
- ◆交流会では身近にある環境についての意見交換をしています。

（問い合わせ）佐藤 042-491-5157

【石けんと合成洗剤の成分の違い】

製品名	成分	界面活性剤濃度
粉状せっけん（水 30%に 10g）	純石けん分（脂肪酸ナトリウム、アルカリ剤（炭酸塩、けい酸塩）	70%
合成洗剤 A（K社） （水 30%に 10g） 蛍光増白剤・漂白剤無配合、すすぎ 1回	高級アルコール系（非イオン）、直鎖アルキルベンゼン系、脂肪酸系（陰イオン）、安定化剤（ブチカルビトール）、アルカリ剤、分散剤、香料、酵素	74%
合成洗剤 B（P社） （水 30%に 10g） 蛍光増白剤・漂白剤無配合、すすぎ 1回	ポリオキシエチレンアルキルエテル、L A S、純石けん成分（脂肪酸ナトリウム）、安定化剤、水軟化剤（クエン酸）、ケア成分（天然樹木エッセンス）、酵素	24%



きよせ

清瀬ごみともだち

私達は1994年に多摩地区のごみ最終処分場（日の出）の問題を取り上げた映画「水からの速達」上映を契機に有志が集いスタートしました。小さな市民グループながらも常に「市民」「事業者」「行政」が同じテーブルに着き、粘り強く話し合っ、協力して問題の解決に当たることを目指しています。

最近では廃陶磁器のリサイクル（おちゃわんリサイクル）の実践活動を市民まつり等で市の協力を得て行い、また「環境・川まつり」に出展して小学生を始め市民の皆さんに「ごみ分別」等の啓蒙普及活動などを行っています。また、計画的なごみ減量とごみ処理経費削減を目指す中でメンバーが市の「廃棄物減量等審議会」に参画し、担当課との話し合いを継続しています。そして環境問題全般にも目を向けてダイオキシン対策等市民協議会や他団体とも協力して活動を行っています。焼却をできる限り減らして行きたいと考えています。

<http://gomitomo.web.fc2.com/>

（問い合わせ）織田 042-495-1821



きよせ

たいさくとうしみんきょうぎかい

清瀬ダイオキシン対策等市民協議会

便利で豊かな生活の陰に、人の健康を脅かす危険が時に潜んでいます。ダイオキシン類などの有害化学物質や原子力技術の持つ潜在的な危険性から、もう目をそらす事はできません。

子どもたちに安全な食べ物を！安全な飲み水を！安心して遊ばせることのできる環境を！！この当たり前の社会を取り戻すために、環境に優しく、生き物にはもっと優しい暮らしが求められています。

昨今の異常気象による災害もまた、場所を選ばずどこにでも起こりえます。温暖化抑制のために省エネはまったなしです。

資源のより有効活用をめざして、各種イベントの都度、市民とゴミ分別相談を行っています。私たちと一緒に活動してみませんか。

(問い合わせ) 藤岡 042-493-6601



ふ ゆ う か い
布遊の会

リサイクル お洒落で楽しいリメイク

リサイクルを心がけ、全員で知恵を出し合い、新しく生まれ変わる作品作りを提案しています。

着られなくなった浴衣、古い布団カバー、シーツ等で布ぞうり、編み残りの糸で人形や小物、着物や浴衣で直線裁ちによるドレスやブラウス等を作っています。特に「布ぞうり」は随時講習会を開き、参加された方々に喜ばれております。

(問い合わせ) □田 042-493-9888

【活動状況】

日時 毎週月曜日 10時から16時まで

場所 消費生活センター3階 グループ活動室



た ま せいかつ せいきょう 多摩きた生活クラブ生協まち・きよせ

私たち生活クラブ生協では「安全・環境・健康」を第一に考え、生産者とともに開発したオリジナル品（95%）を扱っています。そのため、遺伝子組み換え食品や輸入食品など、広がる食の不安にも、いち早く対応しています。

牛乳の共同購入から始まった生活クラブ生協は、牛乳の中身を知る活動から「素性を確かめる」ことを基本にしてきました。「生産→流通→消費→廃棄」をトータルに見て、情報はすべて共有し、直接対話することで、解決策を見出し、生産者とともに、無添加で化学物資や農薬はできるだけ使わない食品の開発を進めています。

また、環境・たすけあいを通して、市民によるまちづくりの促進も行っています。

（問い合わせ） 目黒 042-491-6336



きよせて 清瀬手づくりハムの会

より安全で安心な食をめざして

国内産の豚肉を使い、無添加の手づくりハム、ソーセージ、ベーコン等を作る団体です。健康のため、塩分・脂肪も控えめです。活動時にはいろいろなものを持ち寄り燻製したり、食品の試食をしています。今年度は10回の活動をしました。また、一般向けの講習は5回行いました。

ご希望の方には「ハム・ソーセージづくり講習会」を行いますので、下記へご連絡ください。

(問い合わせ) 増村 042-494-2926



グループあかり



グループあかりは、視覚障害者が人とつながり、より豊かな生活を送ることを目指しています。

毎月、第4木曜日に茶話会を開き、便利なグッズなど生活に役立つ情報を交換しています。また、その他に調理講習会や iPad などの IT 機器の勉強会も行っており、最新の情報取得もおこたまりません。

あかり茶話会やイベントの様子は、毎回ブログで配信中！！

ブログ <http://kiyoseakari.seesaa.net/>

メール kiyoseakari@gmail.com



今回の消費生活展では、ユニバーサルデザイン(UD)の展示を行っています。



UD とは、

だれもが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスを提供していかうとする考え方です。

消費生活センターは、UDに基づく設備が複数あります。

点字付きの案内板やエレベーター、各階にある「誰でもトイレ」、二段手すり、ゆるやかな階段 など。みなさん、確認してみてくださいね。写真は、清瀬の有料ゴミ袋、シャンプー・牛乳容器など、UDの実例を展示した時のものです。

きよせきたぐちむつみかいしょうてんがいしんこうくみあい

清瀬北口睦会商店街振興組合

私たちは清瀬駅北口で事業を営む会社や商店の集まりです。消費生活に関わる商品を提供し、みなさまとともに、より良い消費生活を実現するために、陰ながら協力させていただいております。

本会の活動は外見的には地味なものでありますが、夏の清瀬けやきロードフェスティバルを筆頭に、市民のみなさまと積極的にふれあう事業も精力的に実施しています。

(問い合わせ) 森 042-494-7786



きよせじょせいかいぎ
清瀬女性会議

家庭排水による環境汚染は、私たち一人ひとりの生き方が問われている問題であるとの認識から、いっさいの合成洗剤を身の回りから追放し、石けんや重曹に切り替える取組を消費者運動の中心に据えて、今日まで続けてきています。

また、母体である全国組織「I女性会議」とともに、あらゆる環境破壊に目を向け、子どもたちの未来のため、反原発運動にも力を入れています。

(問い合わせ) 高橋 042-492-5266
布施 042-493-2982

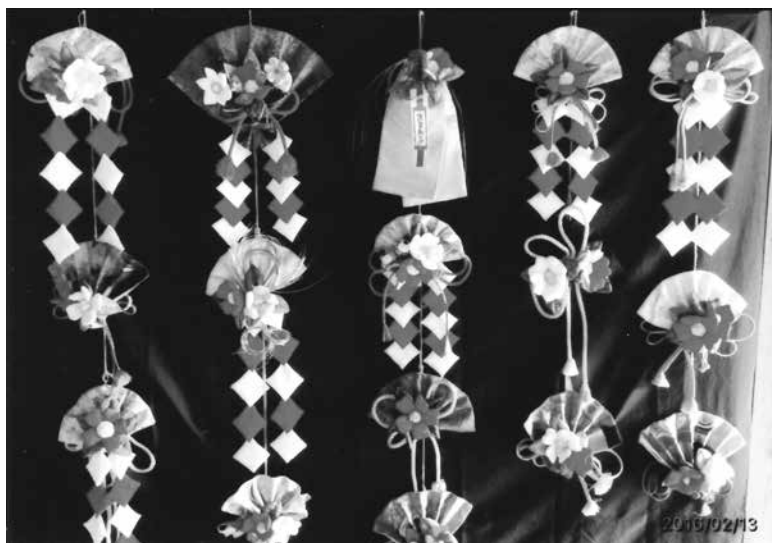


ひろば ポケット広場

清瀬駅前で15年間フリーマーケットを開催してきたポケット広場は、現在、古布を利用した「つるし飾りづくり」講座を毎月第4土曜日の10時～12時（会場の都合により変更の場合もあり）に行っています。季節の行事にあった正月飾り、ひな飾り、五月のぼりなどなどをつくっていますが、毎回参加者が20名を超える盛況ぶりです。

古布を利用したつるし飾りは暮らしにうるおいをもたらし、着られなくなった布のエコ活用ができ、とても好評です。「きよせちえのわフェスタ」や市民まつりの日に行われる「消費生活展」で作品の展示や販売も行っています。講座にはどなたでも参加できますので、下記にお問い合わせください。

（問い合わせ）高橋 042-493-0282



きよせおもちゃ病院^{びょういん}

壊れたおもちゃを修理するボランティア団体です。

定例修理は月に1回、第2土曜日の午後1時半から5時まで、清瀬市児童センター（ころぼっくる）の2階で開院しています。

修理代は無料（部品代は実費）ですが、おもちゃ以外のものや、ピストルのおもちゃ、アンティークのおもちゃについては修理できません。

修理日以外でも清瀬市消費生活センター（平日の9時から5時まで）、ウィズアイでもお預かりや修理後の受取りも行っています。

ホームページ <http://kiyosetoy.web.fc2.com>

（問い合わせ）松田 042-492-3906



おちゃま お茶の間きよせ

だれもが気軽に集う場所「お茶の間きよせ」

子どもからお年寄りまで、いろいろな世代の人たちが気軽に集える場所、今住んでいるところで、人と人が支える時間と空間づくりを目指しているグループです。

毎月、第3木曜日の午前10時から午後2時まで、上清戸老人いこいの家で「お茶の間さろん」を開催しています。

2016年2月に行われた東京都生協連と清瀬市が共催した「知って・笑って・つながって！ストップ！消費者被害」では、1日お茶の間さろんを開きました。

また毎年、児童センターで「桜餅を作って抹茶体験」を開き、参加者やボランティアの人たちとの多世代交流を行っています。

今後の予定は「出張ワンダーお茶の間」です。お楽しみに！

(問い合わせ) 目黒 042-491-6336

“お茶の間きよせ” ブログ更新中！

お茶の間きよせ

検索

<http://ocyanoma-kiyose.seesaa.net/>

2017年 **10月**

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
⑨ 体育の日	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 30	24 31	25	26	27	28	29

消費生活展 10月15日(日)

11月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	③ 文化の日	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	⑳ 勤労感謝の日	24	25	26
27	28	29	30			

12月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	㉓ 天皇誕生日	24
25	26	27	28	29	30	31

消費生活センター年末年始の休館
2017年12月29日(金)～2018年1月3日(水)

2018年 **1月**

月	火	水	木	金	土	日
① 元日	2	3	4	5	6	7
⑧ 成人の日	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
⑫ 建国記念の日	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	㉑ 春分の日	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

4月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 昭和の日 ^㊿	24	25	26	27	28	29

5月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	③ 憲法記念日	④ みどりの日	⑤ こどもの日	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

きよせちえのわフェスタ

7月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
⑩ 海の日	17	18	19	20	21	22
23 30	24 31	25	26	27	28	29

8月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	⑪ 山の日	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
⑰ 敬老の日	18	19	20	21	22	⑳ 秋分の日
㉔ 振替休日	25	26	27	28	29	30

ちえのわ

消費生活センターだより「ちえのわ」は、消費生活センター運営委員会が年4回発行する季刊誌です。

No.68	第35回 清瀬市消費生活展「子どもに輝くあしたを！」ご報告
No.69	消費生活講座を開催しました！「備蓄食料品を使ったアイデア料理」
No.70	生産地見学会を開催しました！
No.71	消費生活講座「暮らしと食の安全を科学する」を開催！
No.72	第36回消費生活展を開催しました！
No.73	消費生活講座「古布でつくるおひなさま」を開催しました
No.74	きよせちえのわフェスタ開催のおしらせ
No.75	第37回 清瀬市消費生活展
No.76	消費生活講座 きよせ野菜で作るココロとカラダにやさしい料理
No.77	消費生活講座「もしも」の時に備えるために…「エンディングノートと葬儀の話」を開催しました！
No.78	出前講座を開催しました
No.79	第38回消費生活展を開催します

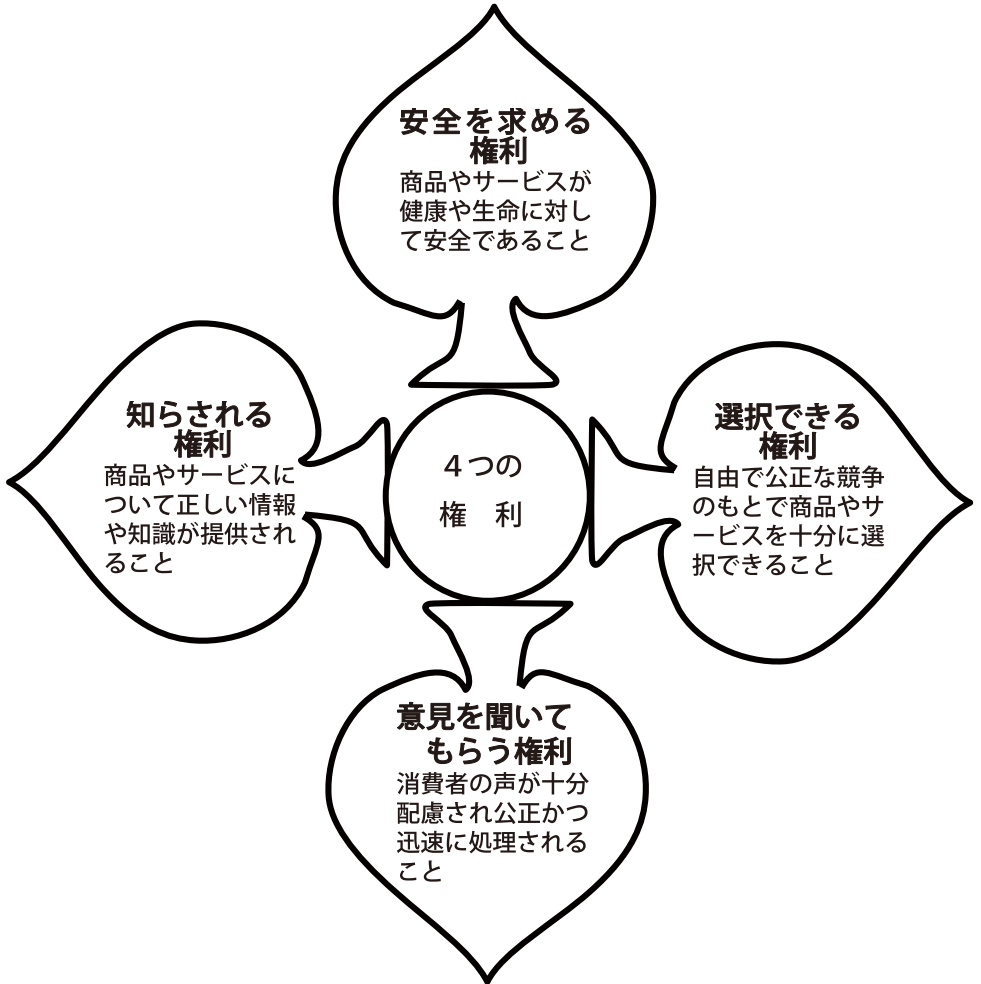
バックナンバーを無料で差し上げています。ご希望の方はお問い合わせください。

「ちえのわ」は第50号から清瀬市ホームページにて公開しています。

清瀬市ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp>

トップページ > 市政情報 > 広報 > 消費生活センターだより「ちえのわ」

4 つ の 権 利



1962年、故ケネディー大統領の「消費者の利益保護に関する特別教書」より

清瀬市消費生活センター

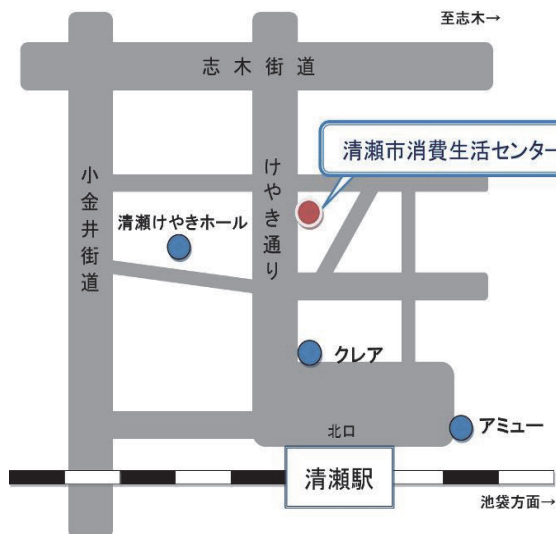
〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17

【電話】042(495)6211 【相談専用電話】042(495)6212

【FAX】042(495)6221

【開館時間】午前9時～午後5時（祝日・年末年始等を除く月～金曜日）

【施設貸出】午前9時～午後10時（年末年始等を除く月～土曜日）



平成 29 年 10 月 15 日 発行

※掲載されている情報は、平成 29 年 9 月時点のものです。

事情により内容が変更になる場合があります。ご了承ください。

ご不明な点は「清瀬市消費生活センター」へお問い合わせください。

※暮らしのハンドブックの音訳CD(DAISY)をご用意しています。

ご希望の方は消費生活センターへお問い合わせください。